

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	母子寡婦福祉貸付金		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和28年度		担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室		小野太一			
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条		関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県・指定都市・中核市が母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものである。 ・貸付先: 都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率: 2/3								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		補正予算							
		繰越し等							
		計	5,040	5,160	5,040	5,040			
	執行額	5,037	5,160	4,420					
	執行率(%)	99.9%	99.9%	87.7%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	貸付件数等と母子家庭等の自立や児童等の福祉の増進の状況は数値的に関連づけることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできない。			成果実績	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	母子寡婦福祉貸付金の貸付件数			活動実績 (当初見込み)	貸付件数	51,106	49,745	46,706	-
						(-)	(-)	(-)	(-)
単位当たりコスト	- (円/)			算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
	母子寡婦福祉貸付金	5,040	5,040	精査中					
計	5,040	5,040							

事業所管部局による点検					
項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため、国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律により国が地方自治体に貸し付けることになっている。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	母子及び寡婦福祉法に基づき、国が2/3負担することになっており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	貸付に必要な原資を国が貸し付けるものとしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	地方自治体の貸付のために必要となる貸付原資が予定額を下回ったため、不用額が生じた。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	母子家庭等は、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するために効果的である。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	-	-	-		
点検結果	母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第24条(第38条において準用される場合を含む。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第1条第1項(第9条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況や貸付件数について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。相談件数についても、平成22年度51,106件、平成23年度49,745件、平成24年度46,706件の実績があり、母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するために本事業は必要である。				
	外部有識者の所見				
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0416	平成23年	0375	平成24年	0323

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

4,420百万円

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



A:都道府県・指定都市・中核市
(49都道府県・指定都市・中核市)
4,420百万円

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸し付け 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
母子福祉資金	母子福祉資金の貸付け	772			
計		772	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	母子福祉資金の貸付け	772		
2	埼玉県	母子寡婦福祉資金の貸付け	461		
3	名古屋市	母子寡婦福祉資金の貸付け	378		
4	北海道	母子寡婦福祉資金の貸付け	229		
5	広島市	母子寡婦福祉資金の貸付け	201		
6	静岡市	母子寡婦福祉資金の貸付け	160		
7	新潟市	母子寡婦福祉資金の貸付け	157		
8	新潟県	母子寡婦福祉資金の貸付け	154		
9	大阪市	母子寡婦福祉資金の貸付け	140		
10	島根県	母子寡婦福祉資金の貸付け	135		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					